

## 「NISA」、2017年度税制改正でこう変わる

2017年度の税制改正により、NISA（少額投資非課税制度）のロールオーバー時の上限額が撤廃され、また2018年より「積立NISA」が創設されることになりました。

●ロールオーバー時の上限額を撤廃

NISAでは、年間120万円まで、上場株式や株式投資信託などに非課税で投資できます。非課税期間は年ベースで計算することになっており、NISA口座で投資をした年から5年目の12月末までとなっています。

5年間の非課税期間が終了した時は、次の3つの選択肢があります。

- ①売却する。譲渡益は非課税となり、譲渡損はなかったものと見なされます。
- ②時価で課税口座（特定口座や一般口座）に移管して運用を続ける。移管後の配当金や分配金、譲渡益は課税対象になります。
- ③翌年の非課税枠を利用して、NISA口座内で保有し続ける（ロールオーバーする）。

ロールオーバーすれば、非課税扱いのままさらに5年間運用を継続できますが、これまでは年間投資上限額の120万円までしかロールオーバーが認められておらず、120万円を超える部分は売却するか、課税口座に移管する必要がありました。今改正では、このロールオーバー時の上限額を撤廃し、全額をロールオーバーできるようにしました。

NISAは2014年1月にスタートしていますが、2014年に投資した分は来年2018年12月末で5年間の非課税期間が終了します。仮に100万円まで投資していた上場株式等が150万円まで値上がりしていた場合、これまでは120万円までしかロールオーバーできなかったのが、150万円全額をロールオーバーできるようになりました。新規で投資する場合は年間120万円までの投資に限られてい

るので、このケースでは実質的に非課税枠が拡大したことになります。

NISAはもともと中長期の投資に適している制度ですが、ロールオーバー時の上限額撤廃を考慮すると、本来の5年間の非課税期間だけではなく、ロールオーバーを利用したの最長10年間の運用を意識する必要があります。

なお、ロールオーバーする時に、他の金融機関のNISA口座に移管することは認められていないので、同じ金融機関でNISA口座を継続しておく必要があります。

また、20歳未満の未成年者を対象としたジュニアNISAでも、ロールオーバー時の上限額が同様に撤廃されました。

●「積立NISA」の創設

積立NISAは現行NISAとの選択制で、20歳以上の個人がどちらかを選べます。年ごとに制度選択の変更が可能です。同じ年にNISAと積立NISAを併用することはできません。2018年1月の導入が予定されており、2037年までの20年間、新規の積立ができます。

年間投資上限額は40万円、非課税期間は積立を行った年からそれぞれ最長20年とされています。たとえば、2018年の積立分は2037年まで、2019年の積立分は2038年まで、非課税で運用が継続できます。20年間、毎年40万円まで積立ができるので、累積で最高800万円まで非課税での積立投資が可能となります。

現行NISAでも積立投資は可能ですが、非課税期間は最長5年（ロールオーバーしても最長10年）であり、2023年までの投資に限られています。現行NISAは長期の積立投資には使いづらい側面があるので、資産形成という観点からは積立NISAが創設される意味は大きいといえます。

ただし積立NISAは、文字通り、

積立での投資（定期かつ継続的な方法による買付）に限られているので、タイミングを捉えてのまとまった資金での投資には利用できません。

年間投資額が40万円までということもあり、退職金などまとまった資金で投資する場合は、時間分散を心がけるとしても、年間120万円まで投資できる現行NISAのほうが使い勝手が良いといえるでしょう。

また、対象商品は「公募等株式投資信託」に限定されており、現行NISAと違って上場株式などには投資できません。投資信託についても、信託期間の定めがないこと、または20年以上の信託期間が定められていること、毎月分配型ではないこと、といった長期の積立投資に適した一定の条件を満たしたものに限定されます（詳細はこれから決められます）。

●積立NISAと確定拠出年金の比較

今年1月から、60歳未満の現役世代は原則として全員が確定拠出年金（DC）に加入できるようになりました。DCでは、定期預金や保険商品、投資信託が運用商品として用意されており、加入者がこれらの商品を利用して積立式に老後資金を準備していきます。長期の積立という点では、積立NISAと類似している制度です。

2つの制度とも運用益は非課税になりますが、個人が拠出するDCの掛金は全額が所得控除の対象となり、所得税と住民税の負担が軽くなるという大きなメリットがあります。積立NISAには所得控除のメリットはありません。このため、税制上はDCを優先したほうが有利です。

ただし、DCの受取りは原則として60歳以降になるので、60歳前のライフイベントのために資金を引き出すことはできません。積立NISAには払出し制限がないので、いつでも現金化できます。

60歳以降のためのDCと、いろいろな目的に使える積立NISAを組み合わせる運用がお勧めになります。

（クルー 目黒政明）